

入 札 説 明 書

令和8年2月25日に公告した令和8年度岡山県議会会議録の作成業務に係る一般競争入札(条件付)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、「仕様書に関する質問・回答書」により説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、本公告に係る入札執行及び契約締結等は、当該業務に係る令和8年度予算が成立することを条件とする。

1 入札に付する事項

- (1) 公告番号 岡議議145号
- (2) 業務名 令和8年度岡山県議会会議録の作成業務
- (3) 業務の内容 岡山県議会会議録業務仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所 岡山県議会事務局議事課の指定する場所

2 入札に参加できる者の資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。)に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したものの(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「5 筆耕・翻訳」であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県議会事務局議事課
電 話 086-226-7551
FAX 086-224-5866

4 契約条項を示す場所

3の場所に同じ。

5 入札手続等

次の各手続期間についてはいずれも、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。)を除く。

- (1) 入札参加資格確認申請書の配布及び方法
ア 配布期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

- イ 配布場所 3の場所に同じ。
なお、岡山県ホームページからダウンロードすることもできる。
- (2) 仕様書の閲覧及び配布
- ア 閲覧・配布期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日までの
午前9時から午後4時まで
- イ 閲覧・配布場所 3の場所に同じ。
なお、岡山県ホームページからダウンロードすることもできる。
- (3) 仕様書に対する質問の受付
- ア 受付期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日までの
午前9時から午後4時まで
- イ 方法 「仕様書に関する質問・回答書」(様式第1号)をFAXにより提出
すること。
- ウ FAX宛先 086-224-5866
- (4) 入札参加申出手続
入札参加を希望する者は、「一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書」(様式第2号)を提出しなければならない。
- ア 提出期間 令和8年2月25日から令和8年3月11日までの
午前9時から午後4時まで
- イ 提出場所 3の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便等により、配達記録が確認できる配達方法によるものに限る。)
- (5) 入札参加資格要件の審査
- ア 事前審査
「一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書」(様式第2号)を提出した者について、2の資格の審査を行い、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。
- イ 入札参加資格がないとされた理由の説明要求
アの通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、3の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

6 入札

入札に参加する者は、入札書(様式第5号)及び別紙「入札額内訳書」を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 令和8年3月23日(月)午後3時
- イ 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県議会棟2階 第一特別委員会室
- ウ 提出方法 持参(郵送又は電送による入札は認めない。)

(2) 入札方法

ア 入札書の記載方法

入札書の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の各欄には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件は岡山県議会会議録作成業務仕様書に示す5項目の業務を単価により契約するものであるが、入札書には項目ごとに見積った単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計額(別紙「入札額内訳書」により算出した金額)を記載すること。

イ 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

入札書の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の各欄には、契約を締結する権限を有している者について記入する。

受任者（代理人）の住所、氏名の欄には、当該受任者について記入し、受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

(3) その他

ア 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

エ 入札をした場合において、落札候補者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

7 契約単価の決定

(1) 落札者は、入札終了後、契約担当者に入札額内訳書を提出すること。

(2) 契約にあたっては、(1)の入札額内訳書に記載された単価にそれぞれ10%を加算した金額をもって、契約単価とする。(1円未満の端数についての処理はしない。)

8 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上とする。ただし、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第133条の各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札

(2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札

(3) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

10 落札者の決定方法

(1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

11 契約書の作成の要否 要

12 入札執行及び契約締結等の条件

当該業務に係る令和8年度予算が成立されることを入札執行及び契約締結等の条件とする。

13 契約締結日

契約締結日は令和8年4月1日とする。

14 その他

落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。